



# 公費負担受給(開始・停止)の届出はされていますか

医療費助成事業の適用状況について、確認の調査を5月に実施します。

組合員や被扶養者(老人保健法適用者を除く。)が市区町村の医療費助成を受けることとなつたときや受けなくなつたときは、共済組合へ公費負担受給(開始・停止)の届出をお願いします。

共済組合では、組合員や被扶養者(老人保健法適用者を除く。)の受診時の自己負担額が2万5千円を超える場合には、診療報酬明細書(レセプト)に基づいて「一部負担金払戻金」、「家族療養費附加金」及び「家族訪問看護療養費附加金」(以下「一部負担金払戻金等」という。)として、その自己負担額の一部を払い戻しています。

しかし、市区町村の条例等に基づいて医療費の助成を受けている組合員や被扶養者は、受診時に自己負担がありませんので、一部負担金払戻金等の給付はできないことになっています。

また、老人保健法適用者の医療費は、払い戻しの対象ではありませんので、65歳以上75歳未満の組合員・被扶養者が、障害等のため、老人保健法の適用を受けることとなつた場合は、老人保健法障害認定届により、届出をお願いします。

## 【届出手続】

所属所共済事務担当課(係)を通じて、公費負担受給報告書を共済組合へ提出してください。

## 【注意事項】

かかわらず、一部負担金払戻金等が誤って支給された場合、当該一部負担金払戻金等は返還していただることになりますので、届出を忘れないようにお願いします。

## 老人保健法

## 市区町村の医療費助成

〈老人保健法障害認定届〉

**届出必要**

65歳以上75歳未満で市区町村から障害の認定を受けた者

**届出不要**

県内市町の乳幼児医療費助成  
(※特別な乳幼児医療費助成については、届出が必要です。)

**届出必要**

市区町村において設けられた  
特別な医療費助成

母子家庭医療費助成

重度心身障害者医療費助成

公費負担受給(開始・停止)報告書

組合員証番号	記号	組合員氏名	公費番号		開始年月日	停止年月日
			本姓	生年月日		
被扶養者	続柄	昭和年月日	平成年月日	平成年月日	平成年月日	平成年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
	平成昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
上記のとおり報告します。 愛媛県市町職員共済組理事長 殿 平成年月日 組合員氏名						
上記は実事と相違ないとの認めます。 平成年月日 所属所長職名 氏名						

(注) 愛媛県以外の都道府県は市区町村が実施する乳幼児医療費助成条例(愛媛県と内容が異なるもの)、その他の医療費助成条例の場合は、当該条例の文書を添付して下さい。

(問い合わせ先)  
保健課医療厚生係  
TEL089-945-6318